

東北地方太平洋沖地震災害復旧・復興検討委員会
補正予算検討チーム 座長 一川保夫 殿

2011年4月5日
内閣部門会議座長 大島敦
障がい者政策PT座長 谷博之

東北地方太平洋沖地震において被災した障害者・難病患者に
関する平成23年度一次補正予算についての提言

先般、同委員会特別立法検討チームに提出しました特別立法措置に関連しまして、以下、平成23年度一次補正予算に組み込んでいただきたい項目を提出させていただきます。被災された障害者・難病患者等が地域での生活を維持することができるよう、特段のご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

第1 特別立法に盛り込むべき具体的・緊急的な措置に係る財政措置

1. 被災者の福祉・医療に係る自己負担の免除等（厚生労働省関係）

- 被災により入所・入院に係る食費・居住滞在費又は補装具費の自己負担が困難な障害者（障害児を含む。以下同じ。）については、当該自己負担の免除が行われるようにすること。
- 被災により入院に係る食費・居住費の自己負担が困難な難病患者については、当該自己負担の免除が行われるようにすること。
- 自己負担の免除を行った市町村・保険者に対し、国が全額補助を行うこと。

※介護給付費等、自立支援医療費、障害児施設給付費及び障害児施設医療費については、現行法により自己負担の免除が可能。

2. 事業所・施設の復旧に要する費用の国庫補助（厚生労働省関係）

- 障害福祉サービス、地域生活支援事業又は障害児施設支援を提供する事業所・施設が著しい被害を受けた場合においては、その事業所・施設の復旧に要する費用は、全額国庫補助とすること。
- 全額国庫補助とすることが困難な場合においては、自己負担分について、福祉医療機構による融資が受けられるようにすること。

【参考】阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律においては、自己負担が六分の一、都道府県補助が六分の一、国庫補助が三分の二と定められている。

第2 いわゆる復興基本法に盛り込むべき事項に係る財政措置

障害者、難病患者等については、災害復興に際し特別の配慮を必要とすることから、復興基本法（仮称）の制定に当たって特に規定を設け、それに係る財政措置を講ずることとする。

1. 被災障害者、難病患者等に対する福祉・医療の確保（厚生労働省関係）

- 被災した障害者、難病患者等が避難先その他の被災前と異なる環境においても必要な福祉サービス及び医療サービスを安定的に受け、地域での生活を維持することができるよう、必要な財政措置を講ずること。

2. 被災障害者に対する情報支援（厚生労働省関係、内閣府（障害者）関係）

- 被災障害者が災害復興に関し必要な情報を迅速に入手するために、障害の種類に応じた適切な情報支援を行えるよう、必要な財政措置を講ずること。

3. 特に配慮を要する者の範囲（厚生労働省関係、内閣府（障害者）関係）

- 被災した障害者、難病患者等災害復興に関し特に配慮を要する者に関する施策を講ずるに当たっては、これらの者があまねく対象とされるよう、必要な措置を講じなければならないこと。

第3 立法措置以外の制度的対応での緊急対応事項に係る財政措置

1. 被災者の福祉・医療に係る自己負担の免除等（厚生労働省関係）

- 被災により介護給付費等、自立支援医療費、障害児施設給付費又は障害児施設医療費の自己負担が困難な者については、その免除が行われるようにすること。地域生活支援事業費についても同様の扱いとすること。
- 被災により医療費の自己負担が困難な難病患者については、その免除が行われるようにすること。

2. 被災障害者の障害福祉サービスの区分等の適切な見直し（厚生労働省関係）

- 被災や避難生活に伴い、必要とされる訪問系の障害福祉サービスの種類や支給量が増えるケースが多く見られることを踏まえ、これらの見直しが適切かつ迅速に行われるため、必要な財政措置を講ずること。

3. 被災障害児の普通学校への転入の促進（文部科学省関係）

- 被災により特別支援学校に通えなくなった児童・生徒が普通学校に通えるようにするため、必要な教員の増員、施設の整備等に必要な財政上の措置を講ずること。

4. 事業所・施設の職員による被災利用者の支援の位置付け（厚生労働省関係）

- 被災により、障害福祉サービス等を提供する事業所・施設が規模縮小・閉鎖等の状況にあっても、職員が各利用者を訪問して必要な支援を行っている場合等については、概算払等その報酬を保障するために必要な財政上の措置を講じること、サービス提供等の事業継続を図ること。

5. 被災地における社会資源の整備（厚生労働省関係）

- 被災障害者の地域での生活を継続するとともに移行を促進するための社会整備を受け入れるための社会資源整備の一環として、前述の事業所・施設の復旧経費のみでなく、住まいの場としてのケアホーム・グループホーム、通所事業などを必要に応じ特例的に新規整備するための財政措置を講ずること。
- あわせて、被災障害者の生活支援、ならびに障害福祉サービス等を提供する事業所・施設のコーディネートを行うべく、自治体における地域生活支援事業について、NPO 団体の活用等、柔軟的に事業展開をできるよう、必要な財政上の措置を講じること。

第4 その他の財政措置

1. 仮設住宅のバリアフリー化（国土交通省関係、厚生労働省関係）

- 仮設住宅の建設にあたっては、被災障害者のみならず、高齢者等に配慮することが肝要であることを鑑み、スロープや段差の解消等の建物のバリアフリー構造、ならびにパトライト等の情報バリアフリー構造等の整備については、個別のニーズに応じ柔軟に対応可能となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上